

第十条 婦人児童課の項第六号中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改め、同項第七号中「精神薄弱者授産施設」の下に「精神薄弱者通動寮」を加える。

第十二条 耕地課の項第九号中「土地改良事業所」を「農業開発事業所」に改める。

第十三条 管理課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同条河港課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 土木災害事務の取りまとめに関すること。

第十三条 河港課の項中第十号を第十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

十 土木関係資材及び物資の需給調整に関すること。

十一 土木部が分掌する土木工事の施行基準（設計単価及び歩掛りを含む。）の作成に関すること。

第十三条 砂防利水課の項第七号中「ダム管理事務所及び」を削る。

第十八条の表中

鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法（昭和二十四年法律第...） 契約に関する紛争についての幹
鳥取県砂対策審議会	鳥取県砂対策審議会条例（昭和...） 規定による砂の安定供給の確保 関する事務

百号）第二十五条の規定による建設工事の請負
旋、調停及び仲裁に関する事務

四十五年七月鳥取県条例第三十五号）第一条の
に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に

管理課	を
鳥取県建 査会	

設工事紛争審

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の規定による建
約に関する紛争についてのおつせん、調停及び仲裁に関する事務

設工事の請負契

管理課

に、

鳥取県水防協議会

水防法（昭
水防計画そ
述に関する

和二十四年法律第百九十三号）第八条第一項及び第二項の規定による
の他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳
事務

を

鳥取県水防協議会	水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第八条 水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議 述に関する事務
鳥取県砂対策審議会	鳥取県砂対策審議会条例（昭和四十五年七月鳥取 定による砂の安定供給の確保に関する基本的かつ る事務

第一項及び第二項の規定による及び関係機関に対する意見の陳

県条例第三十五号) 第一条の規定
総合的な施策の調査審議に関する

に改める。

第二十二条第三号中「、幹旋及び展示販売」を「、あつせん及び展示」に改める。

第三十条中「行ない」を「行い」に、「町村」を「市町村」に改める。
第七十九条の表以外の部分中「及び室」を削り、「課」の下に「室」

を加え、同条の表の鳥取県立中央病院の項中

係・施設管理係
係・用度係・給食係
係・外来係

を

事務科			
給食室	医事課	管財課	総務課
	医事第一係・医事第二係	施設管理係・用度係	庶務係・会計係

事務科		
医事課	会計課	庶務課
入院	経理	庶務

に改め、同表の鳥取県立厚生病院の項中

施設管理係

用度係・給食係

外来係

改める。

を

事務科		
医事課	管財課	総務課
医事第一係・医事第二係	施設管理係・用度係	庶務係・会計係・給食係

事務科		
医事課	会計課	庶務課
入院係	経理係	庶務係

第一百七条第一項の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・用地係・事業係・県営事業第一係・県営事業第二係・調査係

を

耕地課	
管理係・用地係・団体営業第一係・県営第二係・県調査係	

係・県営
営第三係

に改め、同表の鳥取県八頭地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係・県営事業第一係・
県営事業第二係

を

耕地課

管理係・団体営係・県営
第二係

第一係

に改め、同表の鳥取県倉吉地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・用地係・事業係・調査係・
県営事業第一係・県営事業第二係・
県営事業第三係

を

耕地課

管理係・用地係・団体
第一係・県営第二係・
調査係

営係・県営
県営第三係

に改め、同表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・用地係・事業係・県営事
業第一係・県営事業第二係・県営
事業第三係・調査係

を

耕地課

管理係・用地係・団
第一係・県営第二
係・調査係

体営係・県営
係・県営第三

に改める。

第百八条中「土地改良事業所」を「農業開発事業所」に改める。

第百二十六条中「放牧養豚科」を「繁殖科」に改める。
第百四十五条中「及び造林科」を「造林科及び育種科」に改める。
第四章第五節第十九款を次のように改める。

第十九款 農業開発事業所

(設置)

第百五十三条 農業開発事業所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県中部農業開発事業所		倉吉市	

(分掌事務)

第百五十四条 農業開発事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 久米ヶ原地区畑地かんがい事業に関する事。
- 二 久米ヶ原地区ほ場整備事業に関する事。
- 三 加勢蛇川地区ほ場整備事業に関する事。
- 四 大栄地区畑地帯総合土地改良事業に関する事。
- 五 東伯地区かんがい排水事業に関する事。

(内部組織)

第百五十四条の二 農業開発事業所に県営係及び調査係を置く。

第百五十六条第一項の表の鳥取県郡家土木出張所の項中

工務課

改良係・舗装係・河川係・
砂防係

を

工務第一課	改良係・舗装係
工務第二課	河川係・砂防係・佐治川 ダム管理係

に改め、同条第二項ただし書を削り、同項維持管理課の項第五号中「及び郡家土木出張所」を削り、同項工務第二課の項に次の一号を加え、同条第二項建築課の項第一号中「関すること」の下に「(根雨土木出張所の管轄区域内に係るものを含む。以下建築課の項において同じ。)」を加える。
四 ダムの維持管理に關すること(倉吉土木出張所、米子土木出張所及び根雨土木出張所を除く。)
第四章第六節第四款を次のように改める。

第四款 削除

第百五十六条の八から第百五十六条の十まで 削除

附 則

この規則は、昭和五十一年五月一日から施行する。

鳥取県宮病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十五号

鳥取県宮病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県宮病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「会計課長」を「総務課長」に改める。

第四十五条中「出納員」を「その指名した職員」に改め、ただし書を削

り、同条に次の一項を加える。

2 病院長は、必要があると認めるときは、前項の検収に關係職員を立ち会わせることができる。

第六十八条中「(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号)」を「(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年五月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則

規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「こえる」を「超える」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の

看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）

第三条第二項の規定による育児休業の許可を受けている職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 職員が計算期間の中途において次の各号の一に該当する場合にはおけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。

一 休職（給与条例第十二条の二の規定により給料の全額を支給される場合を除く。以下本条及び次条において同じ。）にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二

第一項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は同条第二項若しくは第四項の規定による専従許可の有効期間の終了により復職した場合

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三条第二項の規定による育児休業の許可（以下「育児休業の許可」という。）を受け、又は同法第四条若しくは第五条の規定による育児休業の期間の終了により職務に復帰した場合

四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業の許可を受け、又は停職にされている職員が、給料の支給期日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。

第七条第二項中「専従許可」の下に「、育児休業の許可」を加える。

第十四条第四項第六号中「を命ぜられた」を「にされた」に改め、同項に次の一号を加える。

七 専従許可又は育児休業の許可の期間中の日

第十六条第一項中「又は専従許可」を「、専従許可又は育児休業の許可」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条第五号中「昭和三十一年」の下に「十二月」を、「第三条」の下に「(第十号及び第二十六号の二を除く。)」を加え、同条第七号中「休職」の下に「(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)」を加え、「を命ぜられた」を「にされた」に改め、同条に次の一号を加える。

八 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書の規定による許可又は義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定による育児休業の許可の期間中の日

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。
五 育児休業職員(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定により育児休業の許可を受けている職員をいう。)

第八条第二項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

東伯郡三朝町大字三徳六二五番地

東小学校成分校

一級 及び

西伯郡大山町長田二九三番地一

高麗小学校長田分

校 一級 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「分場長」を削り、同条第六号中「場長」の下に「

分場長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に、

農業試験場西伯分
場日南試験地

を
野菜試験場西伯分
場日南試験地
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の福祉事務所の項中

次	所
長	長
	百分の十六

を	
所長(人事委員会が承認したものに限り。)	百分の二十
次所長	百分の十六

に改め、同表の知事の事務部局の病院の

項中

事務長	百分の十六
薬剤長(中央)	

を

事務次長	百分の十六
事務長	
薬剤長(中央)	

に改

め、同表の知事の事務部局の項中

久米ヶ原土地改良事業所

を 中部農

業開発事業所

に改め、佐治川ダム管理事務所の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十一年五月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

久米ヶ原土地改良事業所

を

中部農業開発事業所

に改め、同表の知事の事務部局の土木出張所の項中「工事の施行」の下に「、巡察」を加え、同表の知事の事務部局の項中佐治川ダム管理事務所を削る。

附則

この規則は、昭和五十一年五月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

久米ヶ原土地 改良事業所	を	中部農業開発 事業所	に
-----------------	---	---------------	---

別表の知事の事務部局の項中、改め、ダム管理事務所の項を削る。

附則

この規則は、昭和五十一年五月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】